

議案第2号

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議傍聴規程—(案)—

(趣旨)

第1条 この規程は、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会場の都合により、協議会の会長（以下「会長」という。）が別に定めるものとする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入場させないことがある。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席)

第4条 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気をおびていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、鉢巻、ゼッケン等を着用し示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときには、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年2月16日から施行する。